

津山市立図書館雑誌広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）及び津山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、津山市立図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する雑誌のカバー等への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 この要領の対象となる広告媒体は、図書館の雑誌コーナーに配架する雑誌の最新号カバー（以下「カバー」という。）及び雑誌架プレート（以下「プレート」という。）とする。

2 広告を掲載する雑誌は、図書館長が別に指定する雑誌の一覧から広告を掲載する者（以下「広告掲載者」という。）が選定することができる。ただし、当該雑誌の図書館内における配架位置は、図書館長が決定するものとする。

(広告の規格及び掲載位置等)

第3条 広告の規格及び掲載位置、規格については、次に掲げるとおりとする。

(1)

広告の掲載位置	広告の規格	広告作成者
カバー 表面	縦4cm×横13cm	図書館
カバー 裏面	当該雑誌最新号のサイズをこえないもの。 広告右上に全角18ポイントで、 有料広告 の表示。	広告掲載者
プレート	縦4cm×横13cm	図書館
	縦11cm×横18cm	広告掲載者

(2) カバー表面とプレートに掲載する広告の内容は、広告掲載者の名称等、同一のものを用いることとする。

(3) カバー裏面に掲載する広告内容は、図書館の公共性を損なわないものであって広告掲載者が作成するものとする。

(4) 破損、汚損等のため、カバー裏面の広告を修復する必要がある場合、広告掲載者の負担により速やかに修復するものとする。

(広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、掲載を開始した日の属する月を含む3か月間とし、掲載期間の終期は広告掲載開始日の属する年度の3月31日とする。

2 広告の掲載開始日及び終了日は、市が定める。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、図書館ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載料)

第6条 1誌につき一律3,000円/3か月とする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 企業または団体であって、広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、津山市立図書館雑誌広告掲載申込書(様式1)に、広告の原稿及びそれに伴う資料を添えて、市の指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載の承認)

第8条 市は、前条の申込書の提出を受けたときは、速やかに審査会に諮り、掲載の可否を決定し、津山市立図書館雑誌広告掲載承認決定通知書(様式2)または津山市立図書館雑誌広告掲載不承認決定通知書(様式3)により通知する。

2 市は、必要があればデザイン素材及びその他承認の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。

3 市は、広告の内容、デザイン等(以下「広告内容等」という。)が要綱第3条及び基準第3条に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、申込者に対し広告の内容等の修正を指示できるものとする。

4 申込者は前項の指示をされたときは、速やかに広告内容等を修正し、指定する期日までに市に提出の上、審査を受けるものとする。

5 同一の雑誌に対し複数の申請があった場合は、申請の先着順に広告掲載者を決定する。

(広告の製作)

第9条 申込者は前条第1項により承認が決定した広告原稿を、市が指示する方法により、指定する期日までに市に提出しなければならない。

2 広告の原稿案及び前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第10条 前条第1項の規定により広告掲載の承認通知を受けた者は、あらかじめ指定す

る期日までに掲載期間に係る掲載料の総額を一括して市に納付しなければならない。

- 2 広告掲載が決定した場合や広告を掲示している場合においても、図書館の理由又は休刊、廃刊等になったことにより広告掲載ができなくなった場合は、図書館と広告掲載者で協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の承認の取り消し)

第 1 1 条 市長は、要綱第 8 条第 1 項の規定により広告掲載の承認を取り消す場合、広告の削除又は掲載の一時中止をすることができる。

- 2 市長は、要綱第 8 条第 1 項の規定により広告掲載の承認を取り消す場合、次に掲げる事項を広告掲載者に通知するものとする。

- (1) 取り消し年月日
- (2) 取り消しの理由
- (3) 削除年月日
- (4) 審査会が定める掲載申込み禁止期間
- (5) その他必要事項

(広告掲載の取り消し)

第 1 2 条 要綱第 8 条第 1 項第 2 号の規定による広告掲載が適当でないとして市長が認める場合とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 第 5 条第 3 項による広告内容等の修正を広告掲載者が行わないとき。
- (2) 市の助言又は指導に広告掲載者が従わないとき。
- (3) 基準第 3 条第 2 項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。
- (4) その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

(広告掲載料の還付)

第 1 3 条 要綱第 9 条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 広告媒体の事業が廃止となった場合
 - (2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合
- 2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、既納の広告掲載料の全部又は一部を還付することができる。

(広告掲載の取り下げの申し出)

第 1 4 条 広告掲載者は、原則として掲載終了予定日の 1 か月前までに、津山市立図書館雑誌広告掲載取り下げ申出書(様式 4)の提出により、雑誌広告掲載の取り下げを申し

出ることができる。

- 2 前項の規定により、広告掲載を取りやめた場合において、既納の広告掲載料は還付しない。ただし、審査会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月11日から施行する。

(様式1)

津山市立図書館雑誌広告掲載申込書

平成 年 月 日

津 山 市 長 様

(申込者)

住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

津山市立図書館雑誌広告掲載要領第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- 1 掲載期間 平成29年1月2日 ～ 平成29年3月31日(3ヶ月)
- 2 掲載雑誌

<添付資料>

広告デザイン案

(様式2)

津山市立図書館雑誌広告掲載承認決定通知書

平成 年 月 日

様

津山市長

平成 年 月 日付けで申込みのあった津山市立図書館雑誌広告掲載について、
下記のとおり承認することに決定しましたので通知します。

つきましては、下記により手続きくださいますようお願いいたします。

記

- 1 掲載期間 平成 29 年 1 月 2 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (3 ヶ月)
- 2 掲載雑誌
- 3 掲載料 円
- 4 掲載料の納入
平成 年 月 日までに、同封の納入通知書により、指定の場所でお支払いください。
- 5 その他

(様式3)

津山市立図書館雑誌広告掲載不承認決定通知書

平成 年 月 日

様

津山市長

平成 年 月 日付で、申込みのあった津山市立図書館雑誌広告掲載については、審査の結果、下記の理由により不承認と決定しましたのでお知らせします。

記

1 不承認の理由

(様式4)

津山市立図書館雑誌広告掲載取り下げ申出書

平成 年 月 日

津山市長 様

(申込者)

住 所(事業所所在地)

氏 名(事業所名)

代表者役職名・氏名

担当者氏名

電話

F A X

E-mail

津山市立図書館雑誌広告掲載要領第11条の規定により、津山市立図書館雑誌へ掲載中の
広告について下記のとおり取り下げます。

記

1 広告の取り下げ

津山市立図書館雑誌への広告掲載を平成 年 月 日をもって終了します。